

令和5年第11回

安芸高田市農業委員会議事録

総 会

令和5年11月22日（水）

安芸高田市農業委員会

# 総 会 出 席 簿

【開催年月日】 令和5年11月22日（水）

【時間及び場所】 午後1時30分より 安芸高田市役所 211会議室

- 日程第 1 議事録署名委員の指名について  
日程第 2 報告第 7号 取消願について  
日程第 3 議案第 56号 農地法第3条の規定による許可申請について  
日程第 4 議案第 57号 農地法第4条の規定による許可申請について  
日程第 5 議案第 58号 農地法第5条の規定による許可申請について  
日程第 6 議案第 59号 農用地利用集積計画の決定について

議席	氏 名	印	議席	氏 名	印	議席	氏 名	印
1	光永 直義	○	5	藤原 憲司	○	9	仁伍 雅史	○
2	秋國 満	○	6	山本 英次	○	10	田中 秀之	○
3	水重 克幸	○	7	—	—	11	境江 芳暢	○
4	見坂トシ子	○	8	黒瀬 忠司	○	12	高松 忠夫	○

事務局 出席 稲田 圭介 事務局長

藤城 輝久 係長

中村 貴啓 主任

総会開始 午後1時30分

総会時間 1時間33分

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時30分 開会

○田中会長

ただいまから、令和5年第11回安芸高田市農業委員会総会を開会いたします。

本日の総会に欠席の申し出はございません。したがって、ただいまの出席人員は11名でございます。定数に達しておりますので、これより令和5年第11回安芸高田市農業委員会総会を開会いたします。

本日の議事日程等につきましては、あらかじめお手元のほうにご配付をさせていただいておる通りでございます。それに従いまして議事の進行を進めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、安芸高田市農業委員会総会会議規則第13条第2項の規定によりまして議長において行います。9番 仁伍委員、12番 高松委員、兩名を指名いたします。よろしくお願いいたします。

日程第2 報告第7号 取消願についてを報告いたします。報告の内容について説明を求めます。

(事務局朗読報告)

○田中会長

ありがとうございました。以上で取消願についての報告を終わりたいと思います。次へまいります。

日程第3 議案第56号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題いたします。はじめに事務局より提案理由の説明をお願いいたします。

(事務局朗読報告)

○田中会長

ありがとうございました。続きまして担当委員の調査報告を行います。受付番号59、61、63号の3案件につきまして、1番 光永委員さんお願いいたします。

○光永委員

1番 光永です。受付番号59、61、63について報告します。3件とも11月14日、農業委員、推進委員、事務局とで現地を見てまいりましたので報告いたします。図面番号56-59をご覧ください。場所は、●●●●●の●●という三差路の信号から約800m●●●●●へ入った所から左手に入って●●●●●に上がっていく途中にあります。今回の申請人の●●●●●さんの自宅は、甲田町●●●●●という字が入ったすぐ下の家で、申請地●●●●●のすぐ前に●●●●●さんの自宅があります。譲渡人の●●●●●さんはここから少し離れた所に自宅があり、その近くを耕作されておられますが、今回の申請は年齢も上がってきて通うのが大変だという事で、●●●●●さんが自宅近くなので、譲渡して引き続き耕作をしていただきたいという事で、本人さんも●●●●●さ



○田中会長

ありがとうございました。次に受付番号62号につきまして、5番 藤原委員さんお願いいたします。

○藤原委員

5番 藤原です。62番について報告します。この案件につきましてはですね、報告7号の方で取消願いが●●●●●●さんで2件ほど出ているんですけども、これと関連がありましてですね、図面番号56-62を見てもらったらと思うんですけど、取消願いにつきましては2件とも家のすぐそばで、庭敷きが狭いのでという事で、その脇を買って庭敷きを広げるという事が出ていた案件なんですけど、その後、下側の●●●●●●とか、●●●●●●の大きな田んぼを買う事になりまして、前の申請を取り消しまして、1枚の田んぼにして、庭敷きはそのままにするとの事です。先日、11月10日に現地確認をした時にはコンクリートの畔をずっとやって、1反5畝ぐらいの大きなマチにしておりますね、それでこの譲渡人の●●●●●●さんというのとは一緒なんですけど●●●●●●というのとは、●●●●●●とありますが、これは取消願いのところに●●●●●●さんというのがあるんですけど、これの娘婿さんです。相続の方の関係でという事で、直に娘婿が買い取るという事ですね。場所的には●●●●●●から八千代町●●●●●●という所なんですけど、●●●●●●のちょうど中間ぐらいの所なんですけど、●●●●●●から家を2件ぐらい挟んでちょっと下がった所なんですけど、田んぼの方も大きく1反5畝ぐらいの大マチにしますし、娘婿の方も●●●●●●の方におりますんで、ゆくゆくは帰ってきて田んぼをやるという事らしいので、いい事ではないかと思いました。現地を確認しております。以上です。

○田中会長

ありがとうございました。次に64、65号について、3番 水重委員さんお願いします。

○水重委員

3番 水重です。64、65号について報告いたします。11月10日、農業委員、推進委員、事務局で現地を確認いたしております。まず64号です。別図の56-64をご覧ください。申請地の右にある道を上の方向に進んでいくと●●●●●●、下方向に進むと●●●●●●にむかいます。申請人は親子の関係で、今回経営移譲による所有権移転の申請でございます。引き続いての耕作、農地利用によりまして周辺農地等には何ら影響もなく、許可は妥当と確認いたしました。

続いて65号です。別図の56-65をご覧ください。申請地は●●●●●●の●●●●●●●●の橋を渡った所から●●●●●●へ約500mあまりの所に位置しております。譲受人は遠方に居

住していますが今回、譲渡人の住居を含めて農地を譲り受けて移住するための所有権移転の申請です。譲渡人は遠方に居住しており、耕作困難また管理不能な事により今回の申請に至っております。引き続いて農地として利用する計画であり、許可妥当と確認いたしました。以上で64、65の報告を終わります。

○田中会長

ありがとうございました。次に受付番号66、67の2件について10番 田中が報告申し上げます。

この案件につきまして、はじめに66でございますが、去る11月13日午後から、農業委員、推進委員、事務局とで現地の調査を行いました。その詳細をご報告申し上げます。66でございますが、譲渡人の●●氏、それから受人の●●氏、これによる所有権移転の案件でございます。●●氏は●●●●在住でございます管理等できないという状況でございます。また●●氏は住居ごと購入し、新規の農業者として移住を行うという案件でございます。場所でございますが、56-66をご覧くださいますと、上が近くの周辺図でございますが、中ほど申請地の方から左へ行きますと、図面下から上の方へややカーブしておりますが、これが●●でございます。上へ向かっていきますと●●●●●●、下へ行きますと、信号、●●、それから●●●●●●、四差路にあたります。ちょうどその途中でございますが、信号から約600mあまり●●●●の方へ向かっていきますと、右へ向かって山手の方へ入っていく道がございます。これは農道というふうになってはいますが、道が狭くなっております。その途中に申請地というふうに記載がしてありますので、●●●●●●でございます。畑181㎡という事で、今後も畑として、特に家庭菜園であります。移住をしてここで耕作をし続けるという事でございますので、特段なる問題は発生しないというように報告を申し上げます。

次に67号でございますが、この案件につきましては●●●●●●氏、これが譲渡人。譲受人が●●氏でございます。●●●●●●在住の●●氏、これは無職で76才でございますが、元は●●の方へ●●から嫁いでおりました性が変わっております。一方、●●氏は●●●●●●在住でございますが、土地、いわゆる田んぼですね。743㎡の田んぼと家屋を購入し、新規就農者としてこちらに移転し、耕作をし続けるという事でございます。場所でございますが、別添の56-67をご覧くださいますと、少しわかりにくくございますが、ちょうど中ほどへ●●が通っております。これはちょうど上の方へ行きますと、●●●●●●●●の方へ約1kmで着きます。それから手前の方へ下がっていきますと、実質は上っていくんですが、●●、それから●●●●●●、それから●●という所につながっていきます。その途中でございます。今後も耕作をし続けるという事でございますので、特段なる事は発生をしないという事で調査をしてまいりました。以上で66、67の2件についての報告を終わります。

次に受付番号68号について、9番 仁伍委員さんお願いいたします。

○仁伍委員

9番 仁伍です。受付番号68号について報告します。11月14日、農業委員、推進委員、事務局とで現地を確認しました。場所ですが、図面番号56-68をご覧ください。上側の図面の上側に●●●●●●●●●●が通っています。左の上の方に●●●●とある所が●●●●の●●●●です。その交差点から●●●●●●●●●●に200mほど行った所を右側に入った所が申請地になります。譲渡人の●●●●さんは、申請地を令和元年頃に取得し、譲受人の●●●●さんと共に耕作されていましたが、この度、譲受人が●●●●の方なのですが、この度、在留資格を取得したため、申請地を譲渡し自立して農業をしてもらいたいという事で今回の申請になりました。これまでに引き続いての耕作ですし、自らの農地となれば耕作意欲も向上するものと思われまので問題ないと見てきました。詳しくは別紙調査書をご覧ください。以上で報告を終わります。

○田中会長

ありがとうございました。以上で調査報告を終わります。ここで質疑及び意見に入ります。質疑、意見がある方はご発言をお願いいたします。ございませんか。よろしゅうございますか。質疑、意見はないようでございます。質疑、意見を終了し採決に入ります。

議案第56号 農地法第3条の規定による許可申請について、申請通り許可することに賛成の委員は挙手願います。

[賛成者挙手]

○田中会長

ありがとうございました。全員賛成でございます。したがって、議案第56号 農地法第3条の規定による許可申請については申請通り許可することに決しました。

次へまいります。日程第4 議案第57号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。はじめに事務局より提案理由の説明をお願いいたします。

(事務局朗読説明)

○田中会長

ありがとうございました。続きまして、担当委員の調査報告を行います。受付番号24、26、31、32号につきまして、11番 境江委員さんからお願いいたします。

○境江委員

11番 境江です。11月14日に事務局と推進委員とで確認いたしました。

番号24でございますが、●●●●●●●●●●さんの息子さんがおられます。これが現在、水耕ネギと水稲を、だんだん水稲を拡大されています。そのことによって作業場が狭くなり、今回新しく家の裏手にある畑に倉庫、資材置場、進入路を作りたいという事でございます。場所は地図番











○田中会長

ありがとうございました。次に受付番号57号について、6番 山本委員さんお願いいたします。

○山本委員

6番 山本です。受付番号57号についてご報告します。11月13日、推進委員、農業委員、事務局と現地を確認しました。図面番号58-57をご覧ください。申請地は、●●●●●から●●●●●を●●●●●に約1km行き、右手方向に約200m行った所にある整備田300㎡です。譲受人の●●さんは、譲渡人の●にあたり、家族が増えたため現在住んでいる所が手狭になり、家を新築するため今回の申請に至ったそうです。申請地は集団農地の端にあり、近隣農地とは農道で区切られており、上下水道も整備されていて、他の農地に影響がない事を確認しました。詳しい内容については別紙調査書のとおりです。以上で報告を終わります。

○田中会長

ありがとうございました。次に受付番号58号について、5番 藤原委員さんお願いします。

○藤原委員

5番 藤原です。受付番号58号についてご説明させていただきます。11月10日の日に、農業委員と事務局の方で現地を確認しております。場所的にはですね、●●●●●への●●●●●と接続しまして、それから●●●●●が●●●●●の方に伸びているんですけど、●●●●●の方へ行くショートカットルートになっているんですけど、その途中にある所なんですけども、ちょうど地形的には、●●●●●の●●●●●が谷が2つ分かれて、その上にちょっと家が現在7件ぐらいあるんですけど、そこにちょっと開けた、昔開けた農地なんですけど、ここは現在なかなか整備も全部できてないし、土地も狭い所で、それから水の便も悪い所で、この地域は耕作放棄地とか遊休農地という事で、稲作をしている所はもう無いというような所なんです。太陽光とか●●●●●とか色々なものができましてですね、稲作や田んぼとして維持するにはハンデが大きいような所です。この●●●●●さんにつきましては●●●●●でありまして、後継者も農業をしないという事で、なかなか農地の活用が難しかったんでしょうけど、今回太陽光という話があつてですね、このままずっと放っておいてもらっても土地の活用というのが、農業的には難しいという事で太陽光パネルが近隣にも一角にできておりますけど、やむを得ないのではないかと思います。先ほども申しましたように、水の方の関係についても耕作しているものはありませんので、特に問題なからうかと思えます。やむを得ないと思えます。以上です。



○事務局

どうしても年に数回は草刈りを実施されるので、防草シートで対応される所もありますが、草刈りをしたら投げておくという事はできないので、そういう場所が欲しいという業者さんもしらっしゃったり、状況によって聞き取りはするんですけど、業者によって状況がまちまちで。●●●●さんは草刈り場を、一時的にしばらく草を置いておいて、回収、処分するという形をとられるので、どうしても車両を入れたり、草を仮置きしておく場所が欲しいという事で協議されたので、必要な場所という事で受けています。

○光永委員

もう一点。51番の併用地の●●●●●と●●●●●は、●●●●●の一部に入っていると思うんですけど、面積からは除外されているのですか？今回除外をしているのですかね？

○事務局

併用地？今回の併用地は農地ではなく、墓地が設置してあったんでしょうけど、既に撤去されており、農地でない場所も含めてパネルを並べられるので、要は併用地がないとパネルを並べられないという事もあるので、資料には併用地もありますという事で記載させていただいておりますが、申請に係る部分は農地の部分だけという形なので。

○光永委員

墓地はもうなくなっている？

○事務局

台座部分はまだ残っていたような気がするんですけど、墓石は無くなっていたと思います。

○光永委員

墓地の上にパネルを置けるのかと合点がいかなかったですが、分かりました。

○田中会長

墓石等は一切ないんですよ。

その他、ご質疑、ご意見等々はございませんか。よろしゅうございますかね。質疑、意見がないようでございます。質疑、意見を終了し採決に入ります。議案第58号 農地法第5条の規定による許可申請について、申請のとおり許可することに賛成の委員は挙手願います。

[賛成者挙手]

○田中会長

全員賛成でございます。よって、議案第58号 農地法第5条の規定による許可申請については申請通り許可することに決しました。尚、受付番号57号につきましては、許可妥当と処理をいたしまして、広島県農業会議常設審議委員会に意見聴取することとします。

ここで5分程度暫時休憩といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時59分 休憩

午後3時03分 再開

○田中会長

休憩を閉じて会議を再開いたします。

日程第6 議案第59号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。はじめに事務局より提案の要点説明をお願いします。

(事務局朗読説明)

○田中会長

ありがとうございました。以上で事務局の要点説明を終わります。これより質疑及び意見に入ります。質疑、意見がある方はご発言をお願いいたします。ございませんでしょうか。質疑、意見がないようでございます。質疑、意見を終了し、採決に入ります。

議案第59号 農用地利用集積計画の決定について、本案は計画通り決定することとし、妥当意見を付し、市長に回答することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○田中会長

はい、ありがとうございました。全員賛成でございます。よって、議案第59号 農用地利用集積計画の決定については、計画通り決定することとし、妥当意見を付し市長に回答することに決しました。

以上をもちまして本総会に付議をされました案件は全て審議を終了いたしました。これをもって令和5年第11回安芸高田市農業委員会総会を閉会といたします。ありがとうございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時07分 閉会